

## ふくしまエコオフィス推進本部会議

### 議 題

- 1 ふくしま地球温暖化対策推進本部(仮称)の設置について
- 2 地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略(案)について
- 3 環境マネジメントシステムの見直しについて
- 4 福島県ESCO推進プラン(案)について

### 議題 1

ふくしま地球温暖化対策推進本部  
(仮称)の設置について

## ふくしま地球温暖化対策推進本部(仮称) の設置について

本県の恵み豊かな自然を将来世代に引き継ぐとともに、環境と経済の好循環による活力ある県土の形成に向け、地球温暖化対策を積極的かつ総合的に推進するため、「ふくしまエコオフィス推進本部」を発展的解消(廃止)し、今回新たに「ふくしま地球温暖化対策推進本部(仮称)」を設置する。

「環境・エネルギー戦略(案)」の決定及び重要事項の変更決定を行う。

引き続き「エコオフィス実践計画」の重要事項の決定を行う。

### 議題 2

地球温暖化防止の環境・エネルギー  
戦略(案)について

~地球にやさしい“ふくしま”の創造に向けて~

## 戦略策定の趣旨

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に係わる最も深刻な環境問題である。

地球の危機を回避するためには、今世紀半ばまでに温室効果ガスを半減させることが必要であり、**今後20～30年間の削減努力が地球の将来を決定付けると**言われている。

また、本年から地球温暖化対策の一里塚となる「京都議定書」の第一約束期間が始った。

本県は、明治以来、我が国のエネルギー政策を供給面からリードするとともに、景観形成や水環境保全等の環境行政でも先進的な施策を展開してきた。

尾瀬や猪苗代湖に代表される本県の恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐため、また、環境と経済の好循環により活力ある県土形成のため、地球温暖化防止に向けた**環境・エネルギー対策を戦略的に展開**する。

これらを踏まえ、本戦略に基づき、京都議定書の第一約束期間が始まる2008年度から「福島県地球温暖化対策推進計画」の目標年度である2010年度までの3年間をより一層の**低炭素社会への転換**を図る期間とし、温室効果ガス8%削減に向けた実効的な取組の強化と国のエネルギー政策を新たにリードする「新エネルギー先進県」の実現のため、環境・エネルギー対策を集中的・戦略的に実施する。

さらに、本戦略において、中長期を見据えた施策を先行的に提起するとともに、ポスト京都議定書をめぐる国際的な状況等を踏まえ、中長期を見据えた本県の地球温暖化対策推進計画の改定と環境・エネルギー産業育成の視点を含めた次期新エネルギービジョンの策定に取り組むことにより、**新しい地域モデル「地球にやさしい“ふくしま”**」を創造する。

### 地球温暖化防止の環境エネルギー戦略の位置付け

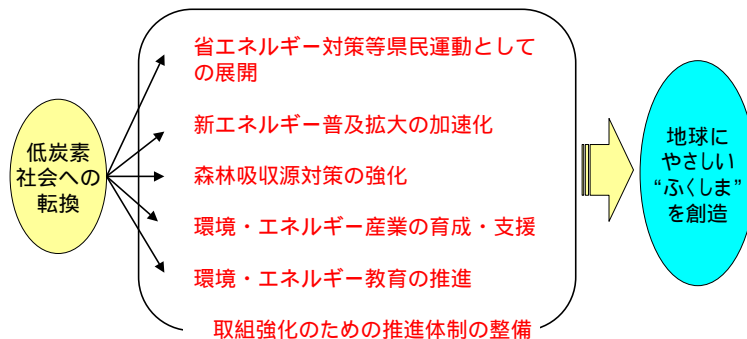
2010年度までに温室効果ガス **8%**を達成するための**アクションプラン**  
**新エネルギー先進県**に向けた**先導的な取組**  
**新しい地域モデル「地球にやさしい“ふくしま”**」を創造するための**施策を先行的に提起**

## 戦略の位置付け

本県の温室効果ガスの排出量は、2005年度で、2,198万4千トンとなっており、基準年度比を27.2%上回っている。現在、県では、2006年3月に改定した「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき対策を進めているが、地球温暖化に対する県民意識は、徐々に高まってきているものの必ずしも県民一人ひとりの行動に結びついていないことから、**8%の目標達成は極めて厳しい状況**にあり、具体的で実効性のある対策の強化が必要となっている。

また、本県は、古くは水力発電に始まり、現在の原子力発電に至るまで、電源地域として我が国の発展を支え、常に時代の最先端エネルギーと共に歩んできた歴史を有している。地球温暖化防止の観点から世界中で普及が加速しつつある**新エネルギーは、環境的な側面はもちろんのこと、エネルギー源の多様化や地産地消型エネルギーとしての地域振興の面でも大きな意義**を持っている。

## 戦略の6つの基本的視点



### 視点1 省エネルギー対策等県民運動としての展開

事業者、NPO等民間団体、県民、行政などあらゆる主体が一丸となって温暖化対策に取り組める体制を構築し、県民総参加のイベントを開催するなど、県民運動としての対策を推進するとともに、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような省エネルギー対策を強化する。

### 視点2 新エネルギー普及拡大の加速化

事業者、高等教育機関、NPO等民間団体、県民、行政など多様な主体の連携により、新エネルギーの県内への普及拡大を加速化する。

### 視点3 森林吸収源対策の強化

森林は二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されており、本県は県土の7割を占める97万ヘクタールの豊富な森林を有していることから、吸収源対策としての森林整備・保全対策を強化する。

### 視点4 環境・エネルギー産業の育成・支援

環境と経済の好循環の創出を基本として、環境に熱心に取り組む企業の支援を強化するとともに、新しいビジネスチャンスや地域社会の活力を生み出し、今後大きな市場としての発展も見込める環境・エネルギー産業の育成を図る。

### 視点5 環境・エネルギー教育の推進

家庭、学校、地域、職場といった場を通じ、あらゆる主体に対して、特にこれからを担う若い世代に対して環境・エネルギー教育を行い、地球温暖化対策への意欲、智慧、行動力溢れる人材を育て、活かし、地域の地球温暖化対策の輪を全国に広げる。

### 視点6 取組強化のための推進体制の整備

全庁的な取組体制を整備するとともに、関係機関等との連携を強めるなど推進体制の整備を図る。

### 視点3 森林吸収源対策の強化

民有林における重点的取組（施業の集約化、間伐）  
保安林等の適切な管理・保全（育成林における森林整備）  
計画的な森林の整備推進（市町村との連携、施業の集約化・合理化）  
林業労働力の確保（事業者への支援、低コスト作業システムの普及・定着）  
都市緑化等の推進（都市公園整備、街路整備）

### 視点4 環境・エネルギー産業の育成・支援

環境・エネルギー関連産業とのネットワーク化（会議の設置、研究開発支援）  
環境ファイナンス制度の促進（環境創造資金、環境投融資）  
環境関連ビジネスの機会創出（技術開発支援）  
（仮称）ふくしま環境・エネルギーフェアの開催（ビジネスチャンス拡大）

### 視点5 環境・エネルギー教育の推進

全国環境学習フェア福島大会の開催  
緑の少年団全国大会、自然公園ふれあい全国大会  
高校生を対象とした地球温暖化防止CMコンテスト等の実施  
環境教育指導者養成の充実、各種団体活動の支援  
エネルギーに関する教育支援  
森林環境教育の一層の推進

### 視点6 取組強化のための推進体制の整備

地球温暖化対策推進のための全庁組織（ふくしま地球温暖化対策推進本部）  
外部有識者によるアドバイス組織の設置

## 基本的視点に基づく重点施策

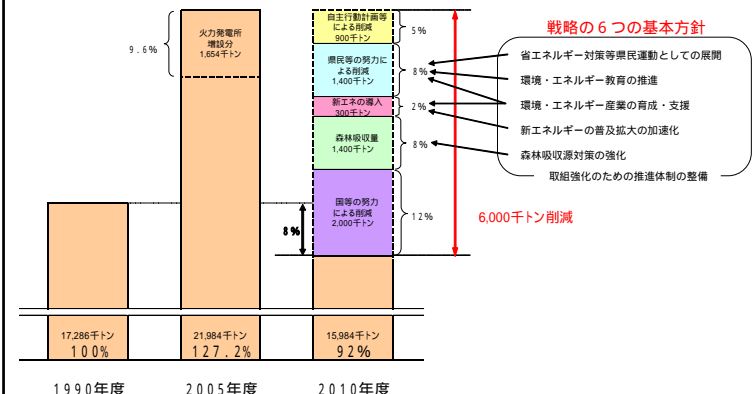
### 視点1 省エネルギー対策等県民運動としての展開

（仮称）地球にやさしい「ふくしま」県民会議の設置  
（仮称）ふくしま環境・エネルギーフェアの開催  
「福島議定書事業」及び「知恵の環」づくり事業の拡大  
「うつくしまエコスタイル」の普及・促進（県民会議で宣言）  
カーボン・オフセットの取組の推進  
エコドライブの普及促進（キャンペーン）  
公共交通機関の利用促進（バス・鉄道利用促進デー拡充）  
物流の効率化の促進（研究会、講座、企業訪問）  
持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進（指針の策定）  
住宅・建築物の省エネルギー性能の向上（指導助言、ESCO、設計指針運用）

### 視点2 新エネルギー普及拡大の加速化

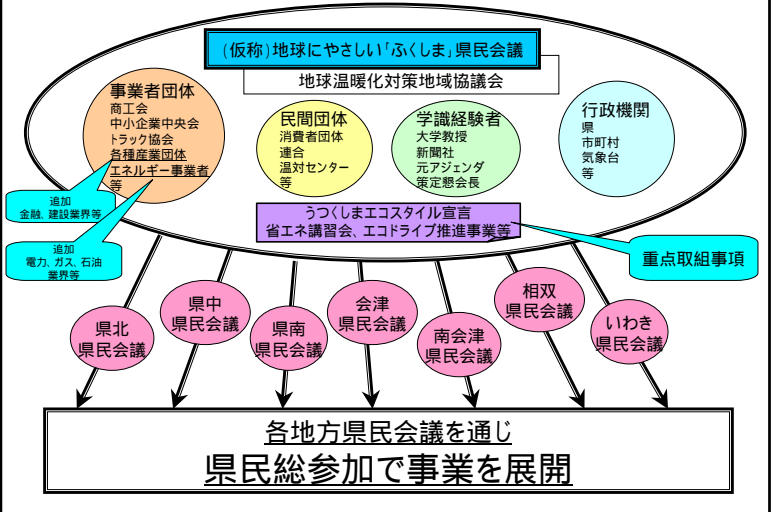
市町村との連携による新エネルギー導入支援（新エネビジョン、補助支援）  
産学民官が連携した新エネルギー導入促進（補助支援）  
風力・太陽光の日本最大級の供給基地化（誘致検討、支援）  
グリーン電力の普及拡大（市民出資の取組、証書化して流通）  
バイオマスエネルギーの利用促進（木質系、生活系、農業系、産業系）  
雪氷冷熱、小規模水力発電等の利用促進  
エネルギーの高度利用の促進（燃料電池、天然ガスコジェネ、石炭ガス化）  
ライトタッチ規制の導入検討（住宅への新エネ・省エネ誘導）

## 本県の目標 8%達成のイメージ



県民及び事業者の努力により、年間 140万トンのCO2を削減すれば、本県の目標 8%は達成可能と見込まれます。  
県民一人ひとりが1日1kgのCO2削減すると年間 76万トンのCO2削減になります。

(仮称)地球にやさしい「ふくしま」県民会議の組織体制



議題3  
環境マネジメントシステムの見直しについて

(1) 環境配慮契約法に基づく基本方針の策定について

「環境配慮契約法（平成19年11月22日施行）」に基づく基本方針を平成20年度に策定する。

策定に向けて、関係所属で構成するワーキンググループを設置し、検討を行う。

- ア) 省CO<sub>2</sub>型の電力購入契約
- イ) 環境性能を加味した物品の購入契約
- ウ) 省エネルギー改修事業に関する契約
- エ) 省CO<sub>2</sub>型の建築物に関する契約

(2) グリーン購入調達について

再生紙の古紙パルプ配合率問題への対応

(平成20年3月末までの緊急避難的措置)

グリーン購入適合品の購入に努める。  
困難な場合は基準以下もやむを得ない。  
その場合においても、可能な限り古紙配合率の高い再生紙あるいは森林認証紙を購入する。

今後、国の動向等を踏まえ、調達品目等の見直しを行う。

### (3) 環境目標、チェックリストの見直し

#### 環境目標の見直し

ガソリン、コピー用紙について、平成20年度の部局別目標値を設定する。

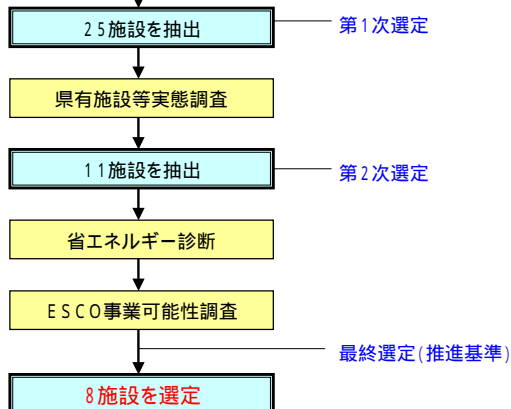
#### チェックリストの見直し

「アイドリングストップ」を  
「エコドライブ」に変更する。

### 議題4 福島県ESCO推進プラン(案) について

### ESCO事業推進施設の検討結果

県有施設等(延床面積500㎡以上の県有施設1,049棟、医科大学、会津大学)



### ESCO事業を推進する施設

	施設名
1	県庁舎(本庁舎及び西庁舎)
2	南会津病院
3	県立美術館・図書館
4	ふくしま海洋科学館
5	産業交流館
6	文化センター
7	太陽の国
8	公立大学法人福島県立医科大学

## ESCO事業推進の考え方

### 1 対象施設の選定及び推進

- ・対象施設については、ESCO事業推進施設の検討結果に基づき7つの県有施設とし、温室効果ガスの削減効果、光熱水費の節減効果及びESCO事業者の参加意欲を踏まえ、対象施設の管理者と協議しながら推進するものとする。
- ・推進に当たっては、施設の運営状況、運営見直しの有無等も考慮するものとする。
- ・複数の施設を一体で実施することが可能であって、単独で実施するよりも効果的であると認められる場合には、その方法も検討する。

## ESCO事業推進の考え方

### 2 導入の手法

- ・県有施設へのESCO事業の導入は、新たな財政負担を伴わない「民間資金活用型（シェアード・セイビングス）方式」を基本とする。

### 公立大学法人が設置している施設

- ・公立大学法人が設置している施設については、本調査の結果を踏まえ、県有施設に準じESCO事業が推進されるよう支援していくものとする。